

「審査の進め方（案）」への御意見に対する考え方について

御意見の対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
112.1(1)	全体意匠の認定の項に「意匠の属する分野における通常の知識に基づいて」とあるが、これは「当業者の知識」ということか。	ご指摘のとおり「当業者の知識」のことを意味しておりますので、分かりやすさのために、「当業者の知識」という文言を文中に追加します。
112.1(2)	部分意匠の認定の項の「全体意匠の観点に加え」との記載は、全体意匠の認定をした上で部分意匠の認定をするようにも読める。この記載だと、部分意匠の認定において、従来以上に全体意匠との関連を強く配慮するような考慮要因を設けたと受け取られかねないのではないか。	ご指摘の誤解が生じないように、全体意匠の認定と部分意匠の認定について、意匠審査基準の内容と整合させるように表現を修正します。
112.1(3)	意匠の認定の段階で7条（多意匠）の判断をするとの記載について、ここで7条に該当するとされたものが、拒絶理由通知前に先行意匠調査を行うのかどうか不明。	本願意匠の属する分野を特定することができないときは、先行意匠調査に先立ち、拒絶理由を発見した場合は拒絶理由を通知するという内容に修正します。また、記載箇所をより適切な「112.2 先行意匠調査」の柱書きに移します。
112.3(2)②	物品の類否について、意匠審査基準の内容と整合させるよう、「用途及び機能に共通性がある」旨の記載を追加してほしい。	意匠審査基準の内容と整合させるように表現を修正します。
112.3(3)②	創作非容易判断の②の記載について、「公然知られた」「広く知られた」は、他の箇所では「公知」、「周知」と記載されているので、表記を合わせた方がよい。	創作非容易性の判断の記載は変更せず、前述〈111.2(2)〉の「公知」という表現を「公然知られた」、「周知」という表現を「広く知られた」に修正して表記を合わせます。

112.4.1	拒絶理由通知の留意事項の箇所に、意匠法第 7 条の判断が記載されていない。	意匠法第 7 条も主な拒絶理由通知に該当しますので、留意事項に追記します。
112.6.1	「共通点が認められる先行意匠等が存在する場合には」参考文献として意匠公報に掲載するとすれば、対象が無限に広がらないか。	意匠公報に掲載する参考文献が無限に広がらないように、限定する文言（「.. 以下に示す先行意匠等に該当し、審査において特に参考にしたものについては..」）を追記します。